

高齢者差別の医療制度の見直しに関する意見書

4月からスタートした後期高齢者医療制度は、国民・住民の不安と不信をよびおこしています。

各種世論調査では、「評価しない」が約7割で「評価する」の2割を大きく引き離しています。政府は「説明不足」といいますが、説明すればするほど不安と怒りが広がるばかりです。

「こんなに保険料をとられたらとても生きてはいけない」「長生きするのは罪なのですか」「年金がキチンとしていないのに、そこから一方的に天引きはおかしい」などの疑問と意見が出されています。

医療費の節約を目的にして、75歳以上の高齢者を差別することは許されません。

75歳以上の健康診断を行政の義務からはずし、必要な検査や医療を受けにくくする「定額制」(包括払い)が導入され、「後期高齢者退院調整加算」や「後期高齢者終末期相談看護料」も導入されました。世界に類例のない制度です。

年齢での差別と高齢者への新たな負担増をもちこみ、長年社会に貢献してきた高齢者を苦しめることは「人の道」にも反するものです。

日本の医療費はGDP比8%と先進国で最低水準であり、ムダづかいをしないで医療の財源を確保すべきです。後期高齢者医療制度の見直しを要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月20日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣